

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：西栗倉棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

西栗倉棚田

地域	面積（㎡）	うち 1/20 田（㎡）	うち 15° 畑（㎡）
西栗倉	1,767,829	500,847	0

※範囲については、別添 1 のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の保全

- ・ 耕作放棄の防止・削減
西栗倉棚田における第 6 期中山間地域等直接支払制度にかかる協定農用地面積 50ha を令和 11 年度まで維持する。
- ・ 担い手の確保
令和 11 年度までに、中山間地域等直接支払制度に基づき作成した各集落協定（以下「各集落協定」という。）と関わりを持ち、棚田保全に取り組む担い手を新たに 1 名以上確保する。
令和 11 年度までに、棚田の保全に取り組む人数を 10 人から 15 人にする。
- ・ 生産性・付加価値の向上
令和 11 年度までに、地域で草刈りロボットを 1 台導入し、利用面積を 0ha→2.5ha に増加させる。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・ 農産物の供給促進
令和 11 年度までに、ふるさと納税の返礼品として出荷している、おおがや米及びあわくら源流米を 1000 俵から 1200 俵に増加させるとともに、村内の道の駅や温泉施設などにも出荷できる体制を新たに整える。
- ・ 良好な景観の形成
芝桜やアジサイなどを植栽している畦畔や農道を維持する。
域内の畦畔を定期的に除草する。
- ・ 伝統文化の継承
毎年 10 月に各地で行われている収穫祭を伝統文化行事として継続する。

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

- ・ 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
農村交流体験イベントや農地を貸し出すことで、関係人口の創出・拡大を図

る。

- ・ 棚田を観光資源とした地域振興
棚田と周辺の自然環境を一体化した農村型の観光資源として、日帰りを中心とした観光客を受け入れる。
- ・ 棚田米等を活用した6次産業化の推進
令和11年度までに、棚田米等の農産物を活用した商品を1つ開発する。

3 計画期間

認定の月～令和12年3月末

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

① 棚田等の保全

- ・ 耕作放棄の防止・削減
第6期中山間地域等直接支払制度にかかる棚田を各集落協定において維持していくことで、共同活動を促進させて集落一体となって農地保全に努める。
- ・ 担い手の確保
地域おこし協力隊制度を活用して、現在の担い手をサポートしていくことで、負担軽減を行い、新たな担い手の発掘に努める。
後継者を育成するため、生産活動や地域の活動に積極的に参加させる。
- ・ 生産性・付加価値の向上
省力化機械の導入又は更新を行うことで、農作業の省力化を図り、農地集積への弾みとする。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・ 農産物の供給促進
ふるさと納税の返礼品を通じて、棚田米の価値を発信し、リピーターを増加させる。
計画期間中に道の駅や温泉施設などにも出荷できる体制を新たに整える。
- ・ 良好な景観の形成
芝桜やアジサイなどを植栽している畦畔や農道を維持する。また、域内の畦畔を定期的に除草することで良好な景観を確保する。
- ・ 伝統文化の継承
毎年10月に各地で行われている収穫祭を、伝統文化行事として継続する。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・ 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
農村交流体験イベントや農園を貸し出すことで、関係人口の創出・拡大を図る。
- ・ 棚田を観光資源とした地域振興
急傾斜を生かした畦畔や農道に芝桜やアジサイなどを植栽した景観を維持

し、周辺の自然環境と一体化した農村型の観光資源として、日帰りを中心とした観光客を受け入れる。

- ・ 棚田米等を活用した 6 次産業化の推進

棚田米等の農産物を活用した商品の開発のため、地元企業とタイアップし、地域の財源となる仕組みを構築する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記 5 の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項